

## 吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2026 年（令和 8 年）7 月 1 日

オムロン株式会社

Aratas 株式会社（旧オムロンデバイス株式会社）

2026 年（令和 8 年）7 月 1 日

京都市下京区塩小路通堀川東入  
南不動堂町 801 番地  
オムロン株式会社  
代表取締役社長 辻永 順太

京都市下京区塩小路通堀川東入  
南不動堂町 801 番地  
Aratas 株式会社（旧オムロンデバイス  
株式会社）  
代表取締役社長 江崎 雅彦

#### 吸収分割に関する事後開示事項

オムロン株式会社（以下「吸収分割会社」）は、吸収分割会社の 100%子会社である Aratas 株式会社（旧オムロンデバイス株式会社）（以下「吸収分割承継会社」）との間で 2026 年（令和 8 年）3 月 30 日に吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」）を締結し、2026 年（令和 8 年）7 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社のデバイス&モジュールソリューションズカンパニーが営む事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

#### 記

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2026 年 7 月 1 日

2. 吸収分割会社における事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

- (1) 反対株主の差止請求に係る手続の経過（会社法第 784 条の 2）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過（会社法第 785 条）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求に係る手続の経過（会社法第 787 条）

本吸収分割において、会社法第 758 条第 5 号および第 6 号に掲げる事項についての定めはありません。

(4) 債権者異議手続の経過（会社法第 789 条）

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 5 月 11 日付で官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求に係る手続の経過（会社法第 796 条の 2）

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、吸収分割承継会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過（会社法第 797 条）

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の唯一の株主であり特別支配会社であるため、該当事項はありません（会社法第 797 条第 2 項ニ及び第 3 項）。

(3) 債権者異議手続の経過（会社法第 799 条）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 5 月 11 日付で官報により債権者に対して公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。また、吸収分割承継会社の知れている債権者に該当するものはおらず、会社法第 799 条第 2 項に基づく各別の催告に係る手続は行っておりません。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2026 年 7 月 1 日をもって、吸収分割会社から本吸収分割契約に定める吸収分割会社のデバイス&モジュールソリューションズカンパニーが営む事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務を承継しました。

なお、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産の額は 127,202 百万円（概算）であり、負債の額は 1,737 百万円（概算）です。

5. 本吸収分割による変更登記日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 7 月 3 日（金）（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上